

## 日置市イメージキャラクター「ひお吉くん」の派遣に関する要綱

日置市イメージキャラクター「ひお吉くん」の派遣（以下「派遣」という。）に関して、必要な事項を次のとおり定める。

### 1 派遣基準

派遣は、次の掲げる項目のいずれか一つに該当する場合とし、原則として着ぐるみの被服のみの貸し出しは行わない。

- (1) 日置市が実施または参加する事業、催事及びキャンペーン等のPR活動
- (2) 不特定多数の住民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる事業・催事で、管理者が必要と認めたもの
- (3) 公共的団体等が主催する事業・催事で、不特定多数の市民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる公共性の高い事業・催事
- (4) 日置市内での事業・催事で、日置市の地区公民館の区域以上の範囲で、かつ、子どもを対象とする事業・催事
- (5) 日置市内の保育所、幼稚園、小中学校等で開催される事業・催事
- (6) テレビ・ラジオ・CM等で管理者が必要と認める事業等
- (7) 書籍・雑誌・新聞・インターネット等で管理者が必要と認める事業等
- (8) その他、市長が特に必要と認める事業・催事

### 2 派遣申請

派遣を申請する者は、派遣を希望する日の2月前から14日前までに「ひお吉くん」派遣申請書（様式第1号）を日置市総務企画部商工観光課に提出しなければならない。

### 3 派遣時間

派遣時間は午前9時から午後9時までの間で1日1回、1時間以内とし、同一イベントへの2日以上派遣はできないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、派遣時間及び回数等を変更することができる。また、同一時間帯における複数事業への派遣はできないものとする。

### 4 派遣単位

派遣は、原則として「ひお吉くん」の着ぐるみと着ぐるみに入る市職員（着ぐるみアクター）等1名、誘導・整理、着脱補助のための市職員

等 1 名を単位とする。

## 5 派遣費用

- (1) 派遣に係る費用は無料とする。ただし、市外への派遣については、派遣に係る交通費、輸送費、宿泊費については、いずれも派遣申請者の負担とする。
- (2) 派遣費用のうち、第 1 条第 6 項および第 7 項において、費用がかかる場合は、別途協議を要する。

## 6 派遣にかかる条件

- (1) 派遣を承認している場合であっても、雨天の場合の屋外での派遣はできない。
- (2) 派遣申請者は、車輛による搬入の場合は、駐車場、着ぐるみ装着に係る控室及び補助者 1 名を用意することとする。

## 7 派遣の承認

- (1) 派遣決定にあたっては、内容、情報発信効果、行政の関与度、場所・時間等から総合的に判断することにより、日置市イメージキャラクターひお吉くん派遣承認書により 10 日前までに通知するものとする。
- (2) 結婚式等の個人的なイベントや企業の福利厚生イベント等には派遣しないこととする。
- (3) 派遣に関する審査の結果、承認しないときは、申請者に日置市イメージキャラクターひお吉くん派遣使用不承認書を通知するものとする。

## 8 原状回復

派遣申請者が故意または過失により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかにその旨を日置市に連絡し、かつその請求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。

## 9 責任の制限

派遣により、申請者が被った被害、又は申請者が第三者に与えた損害に対し、市は一切その責めを負わない。

## 10 補則

この要項に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。